

2023年6月10日

各 位

一般社団法人日本車椅子シーティング協会

**「日本車椅子シーティング協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」
の廃止について**

新型コロナウイルス感染症については、2023年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が5類感染症に移行し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」も廃止されました。

基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の利用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止により、これまで感染予防対策に取り組んできた「日本車椅子シーティング協会 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」は、2023年6月10日をもって廃止しましたのでお知らせします。

皆様のこれまでの感染症対策へのご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

以上

日本車椅子シーティング協会 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2021年2月3日策定

2023年6月10日廃止

一般社団法人 日本車椅子シーティング協会

1. はじめに

車椅子や姿勢保持装置は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、会員企業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について、参考として整理したものです。

2. 感染防止に向けた取組

職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。

①各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

②感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、体調の確認を行うこと等により、日頃から職員の健康の状態や変化の有無等に留意すること

③マスクの着用を含む咳エチケットや石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、こまめな換気といった一般的な感染症対策を徹底する。清掃を徹底し、共有物については必要に応じて消毒を行う。

④三つの密（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生する密接場面」）を回避する行動を取る

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

3. 感染疑い者発生時の対応

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状や、発熱、咳、頭痛などの比較的軽い

風邪症状等が確認された場合、速やかに新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。また、初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっており、普段と違うと感じた場合には、速やかに医師等に相談する。職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。

①発熱時の対応

発熱や風邪症状が認められる場合には出勤を行わない。

過去に発熱が認められる場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとする

②陽性が疑われる場合

感染が疑われる場合には医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。

③濃厚接触が疑われる場合

発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、対応する。

④感染した従業員の職場復帰

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ・発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合、症状軽快後 24 時間経過した後に PCR 検査を行い陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合。

【ガイドライン引用参考リンク】

1. 厚生労働省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（最終更新日：令和 2 年 6 月 26 日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

2. 厚生労働省 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（令和 2 年 1 2 月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

3. 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 10 月 15 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

4. 厚生労働省 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（令和 2 年 6 月 12 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>